


都道府県立高校
(市立高校の一部を含む)
における
外国人生徒・
中国帰国生徒等に対する
2020年度高校入試
の概要



はじめに

都道府県立高校における外国人生徒および中国帰国生徒等に対する措置と枠についての調査を2001年から行ってきた中国帰国者定着促進センター（厚生労働省の外郭団体である公益財団法人中国残留孤児援護基金運営の、中国・サハリンからの永住帰国者とその家族に対する初期集中研修機関）は、2015年度末をもって首都圏中国帰国者支援・交流センターに統廃合されました。

代わって、2016年の調査から「外国人生徒・中国帰国生徒等の高校入試を応援する有志の会」（有志の会）が、この調査を引き継ぎました。調査項目を毎年見直し、現状にあわせた調査を実施しています。2019年の調査を行った有志の会（自治体別の調査担当者）メンバーは、別表をご覧ください。

有志の会では、ウェブサイトを活用し、調査結果をすべて公開しています。

- ▶ 2019年の調査の結果について、自治体名をクリックするとさらに詳しい情報がわかります。

http://www.kikokusha-center.or.jp/shien_joho/shingaku/kokonyushi/other/2019/koko-top.htm



- ▶ 2001年から行った調査の結果も、ホームページでは年別に公開しています。

http://www.kikokusha-center.or.jp/shien_joho/shingaku/kokonyushi/kokonyushi_top.htm



本調査の結果を幅広く活用していただくことにより、日本で暮らす外国にルーツをもつ子どもたちの教育環境の向上に少しでも貢献できれば幸いです。

発行日 2020年2月29日

〈この概要に関するお問い合わせ先〉

愛知淑徳大学交流文化学部 小島祥美

外国人生徒・中国帰国生徒等の高校入試を応援する有志の会 世話人（まとめ係）

〒464-8671 愛知県名古屋千種区桜が丘23

TEL (052) 781-1151 E-mail:koukou.nyuushi@gmail.com

この概要の作成にあたっては、JSPS 科研費17K04715の助成を受けました。

用語 の 説明

措置とは？

一般入試を一般の生徒とともに受験する際に受けられる何らかの措置を示します。この概要では、「措置」と略して使用します。

(例：時間延長、漢字にルビ、辞書の持ち込み、小論文における翻訳、問題用紙の拡大コピー、別室受験、注意事項の母語表記、教科減等)

枠とは？

特定の高校に、外国人生徒や中国帰国生徒等を対象とした入学枠があり、特別な試験を受けられる場合の枠を示します。この概要では、「枠」と略して使用します。

(例：日本における在住期間が6年以内の場合、県内のすべての県立高校に枠があり、学力検査は作文と面接のみを実施している等)

なお、枠でも定員内募集(例：募集定員のうち若干名とする)と定員外募集(例：定員枠外で若干名とする)の大きく2つに分かれます。そのため、2019年の調査では「定員内(枠内)」と「定員外(枠外)」を区別して、調査を行いました。

中国帰国生徒とは？

一般に、戦後中国大陸に取り残され、1972年の日中国交正常化以降に帰国した日本人、いわゆる中国残留邦人の二・三世である生徒をさします。国籍上は、日本国籍の場合と中国国籍の場合とがあります。

なお、中国駐在の保護者とともに中国に滞在していた日本人生徒は一般の海外帰国生徒の範疇となり、両親の職業や勉学等の事情で中国から来日した中国人生徒は外国人生徒の範疇となり、いずれも中国帰国生徒ではありません。

中国残留邦人の大量帰国時代には、多くの自治体で帰国三世までに措置と枠を設けられていました。しかしながら現在は四世の時代となり、高校受験年齢の三世は非常に少なくなりました。

なお、「中国帰国生徒等」には、サハリン(ロシア)帰国生徒も含まれます。

今回の調査で新たにわかったこと

1. 「本国で9年修了」が認められた(ダイレクト)受験生が増加したこと

「2019年度入試での直接来日後の外国籍受験者(外国において、学校教育における9年の課程を修了した者)の有無」について、**12地域が「有」と回答しました。**

〈有の12地域()内は回答のあった地域の受験者数〉

福島県、東京都、神奈川県、新潟県(2人)、山梨県、長野県(3人)、奈良県、徳島県(1人)、大分県、仙台市(1人)、川崎市、横浜市

2. 本国からの編入学する高校生が増加したこと

「2018年度中の直接来日後による編入学者の有無」について、**8地域が「有」と回答しました。**

〈有の8地域()内は回答のあった地域の受験者数〉

茨城県(3人)、神奈川県、長野県(4人)、三重県(4人)、大阪府(7人)、奈良県、川崎市、横浜市

なお、いずれの質問についても、「有」と回答しなかった地域で活動する支援者からは、「私たちの支援教室からダイレクト受験生がいました」などの声が多数寄せられました。

解決を望むこと

**本人の努力とは関係なく進学できない自治体間格差の是正
=高校中退者を減らし、希望をもって卒業できる人材育成を！**

1. 自治体が使用する枠と措置の言葉(用語の意味など)を統一すること
2. 措置と枠の内容を明文化すること
3. 措置と枠の内容は、入学後の支援とセットであること
4. 受験者数や入学者数、在籍者数などを正確に把握すること
5. 公立高校の入学資格の扱い(学校教育法施行規則第95条の解釈)を統一すること